

役員報酬規程

1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人ぶどうのいえの役員報酬について、定めるものである。

2. 報酬

役員の総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

(1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。

(3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

3. 報酬の支払い日

役員の報酬の支払いは、毎月25日とする。

4. 報酬の支払い

役員の報酬は、その金額を直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または既定に基づき、その報酬から控除すべきものがある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする

附 則

この規程は平成12年4月3日から実施する。

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ぶどうのいえの職員給与について定めるものである。

(給与)

第2条 給与は次のとおりとする。

- ① 基本給 時間給とし、東京都の最低賃金を考慮した額を各人別に理事会で決定する。
- ② 通勤手当 通勤に要する実費を支給する。

(年次有給休暇等の給与)

第3条 年次有給休暇については、所定労働時間を労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

(欠勤等の扱い)

第4条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する給与は支払わないものとする。

(給与の支払い)

第5条 給与は、前月21日から当月20日までの分について、当月25日（支払日が休日の場合はその前日）に本人に支払う。但し、原則として源泉所得税は給与から控除するものとする。

(賞与)

第6条 賞与は支給しない。

(退職金)

第7条 退職金は支給しない。

附 則

この規程は平成11年11月27日から実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ぶどうのいえ	事業年度	令和2年1月1日～ 令和2年12月31日
-----	------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 領
運営会費収入	159,000 円
滞在施設運営事業収入	460,200 円
寄附金収入	6,755,704 円
受取利息収入	3,055 円
雑収入	0 円
補助金(持続化給付金)	2,000,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	9,377,959 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 領
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,500,000 円	寄付金収入
		1,000,000 円	全上
		200,000 円	全上
		200,000 円	全上
		200,000 円	全上

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,508,360 円	家賃・駐車場賃借料
		668,342 円	水道光熱費（電気代）
		341,000 円	清掃費
		272,861 円	水道光熱費（水道代）
		126,399 円	水道光熱費（ガス代）

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	1,500,000 円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .
	円	.. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2人	1,028,160 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

第3表(次葉)

八

項目	a	b	c	d	e	f	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	a	b	c	d	e	f	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ぶどうのいえ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	17人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
大隈 廣		理事		○					平成12年4月 3日就任
金井玲子		理事		○					平成12年4月 3日就任
堀内紀子		理事		○					平成28年3月 20日就任
西田恵子		理事		○					平成17年3月 20日就任
鵜飼良機		理事		○					平成13年4月 1日就任
森本晴生		理事		○					平成14年1月 1日就任
前田美穂		理事		○					平成17年3月 20日就任
岩竹節子		理事		○					平成25年3月 17日就任
仲谷芳久		理事		○					平成25年3月 17日就任
荒川こずゑ		理事		○					平成27年3月 15日就任
小川弥生		理事		○					平成27年3月 15日就任 令和2年3月 7日退任
堀楚乃子		理事		○					平成28年3月 20日就任

梅田晶子	理事	○						平成 28 年 3 月 20 日就任
樋口扶美子	理事	○						平成 30 年 3 月 25 日就任
別所文雄	理事	○						平成 31 年 3 月 16 日就任
早川和子	理事	○						令和 2 年 3 月 7 日就任
田中宏徂	監事	○						平成 15 年 1 月 1 日就任
土屋賢一	監事	○						平成 15 年 1 月 1 日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ぶどうのいえ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	ソリマチ会計王 NPOリミテッド	1週間毎	7年
残高一覧表	ソリマチ会計王 NPOリミテッド	1週間毎	7年
仕訳日記帳	ソリマチ会計王 NPOリミテッド	1週間毎	7年
日計表	ソリマチ会計王 NPOリミテッド	1週間毎	7年
現金残高表	伝票・エクセルシート	1週間毎	7年

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ぶどうのいえ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>		
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同 意
	<input checked="" type="radio"/> する	しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 ぶどうのいえ
-----	------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること						チェック欄
事業年度	月 日～月 日		設立年月日	平成 年 月 日		

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ぶどうのいえ	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者		
口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
口 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
口	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ